



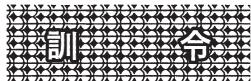
# 長野県報

4月1日(木)  
平成16年  
(2004年)  
号外

## 目次

### 訓令

長野県企業局に勤務する職員の研修に関する規程（昭和36年長野県公営企業訓令第2号）の一部改正（総務課）……1



#### 長野県公営企業訓令第5号

長野県企業局本庁

長野県企業局現地機関

長野県企業局に勤務する職員の研修に関する規程（昭和36年長野県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正します。

平成16年4月1日

長野県公営企業管理者 古林弘充

第2条各号を次のように改める。

- (1) 職場研修 職員が担当する事務を執行するうえに必要な知識、技能及び態度を向上させるための各職場において行う研修
- (2) 自己啓発 職員が必要な知識及び技能を修得するため自主的に行う研修
- (3) 課程別研修 職員が職位により求められる職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得するための研修
- (4) 体験研修 職員が異業種等の業務を体験し、現場感覚を身に付けることにより、県民の目線に立った行動をする意欲及び能力を高めるための研修
- (5) 選択研修 自ら参加を希望する職員に対して行う、職員として特に必要な知識及び能力を向上させるための研修
- (6) 専門研修 職員が担当する事務を執行するうえで直接必要な専門的知識及び技能を修得するための研修
- (7) 派遣研修 国、他の地方公共団体、民間企業等へ職員を派遣し、知識及び技能を修得するための研修

第3条を次のように改める。

（研修の企画及び実施）

第3条 職場研修の企画及び実施については、企業局長が定める基

準により本庁の課長及び現地機関の長がそれぞれ行うものとする。

- 2 自己啓発、課程別研修、体験研修及び選択研修の企画及び実施については、自治研修所長に依頼して行うものとする。
- 3 専門研修の企画及び実施については、企業局長が別に定める。
- 4 派遣研修の企画及び実施については、別に定めるところによる。

総務課